

三芳町建設工事請負における現場代理人の常駐規定の緩和措置に関する取扱い

この取扱いは、三芳町建設工事標準請負契約約款（以下「工事約款」という。）第10条に基づく現場代理人の常駐規定の緩和措置について、必要な事項を定めるものとする。

1 緩和措置を行う工事の対象

次の（１）、（２）又は（３）の条件を満たした２件の工事について、工事約款第10条に基づく現場代理人の常駐規定の緩和措置を行うことができるものとし、１人の者が双方の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、発注者が工事の内容等により、兼務を認められないと判断した場合は、緩和措置を行わない。

（１）２件ともに次の条件を満たす工事

- ア 三芳町（水道事業を含む。）発注の工事
- イ 三芳町内に本店又は契約締結権限を有する支店等を有する者が受注した工事
- ウ 当初の請負代金額が１件あたり３，５００万円未満の工事

（２）２件ともに次の条件を満たす工事

- ア 三芳町（水道事業を含む。）発注の工事
- イ 三芳町内に本店又は契約締結権限を有する支店等を有する者が受注した工事
- ウ 現場代理人が主任技術者を兼ねる場合において、建設業法施行令第２７条第２項の規定により当該２件の工事現場を同一の主任技術者が管理することについて認められた工事

（３）１件については（１）のアからウまでの条件を満たし、他の１件については（２）のアからウまでの条件を満たす工事

2 工事現場が同一の場合の取扱い

当該工事現場が１の（１）又は（２）の条件を満たしている既発注工事と同一であり、かつ工事内容に関連性があることにより、既発注工事の受注者と随意契約により契約した場合は、当該工事と既発注工事を１件の工事とみなすものとする。この場合において、当該１件とみなす工事も、５の（１）から（３）までの手続きを要するものとする。

3 兼務を認める工事の公表方法

兼務を認める工事は、一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名通知において、その旨を公表する。

4 常駐を要しない期間

実質的に現場が稼働していない次の期間又は工事においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとし、兼務する工事の件数に含まない。

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 工事完成通知書を受理した工事
- (3) 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

5 緩和措置の申請方法

- (1) 現場代理人の兼務を必要とする者（以下「申請者」という。）は、現場代理人兼務承認申請書（以下「申請書」という。）を町長（現在受注している工事の発注課）に提出するものとする。
- (2) 町長（(1)の発注課）は、兼務の適否について検討し、申請書（写し）の回答書に記載の上、申請者に送付するものとする。
- (3) 申請者は、兼務が承認された場合、回答書欄記載済みの申請書の写しを次に受注する工事の発注課に提出するものとする。

6 その他

- (1) 兼務期間中は、兼務が承認されたいずれかの現場に駐在しなければならない。
- (2) 連絡体制の不備等兼務に支障があると認められた場合、兼務の承認を取り消す場合がある。
- (3) 変更契約等により、請負金額が3,500万円以上になった場合にも、兼務は承認するが、主任技術者の非選任を承認するものではない。
- (4) 受注者は、兼務したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければならない。

5 適用日

この取扱いは、平成29年4月1日以降に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。